

株式会社ダイマル、株式会社ディメール及び丸竹八戸水産株式会社に対する
再生支援の完了について

2013年12月17日
株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（旧「株式会社企業再生支援機構」。以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、2011年12月22日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、2012年3月1日に法第28条第1項に規定する買取決定及び法第31条第1項に規定する出資決定を行いました。

機構は、支援決定以後、再生支援対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、本日、有限会社吉田興産に対し機構が保有する再生支援対象事業者の全株式を譲渡し、併せて機構が保有する再生支援対象事業者への債権の弁済も完了しております。

今般、株式譲渡及び実務面の引継業務が全て終了したことにより、機構は再生支援対象事業者に対する支援決定に係る全ての再生支援を完了しました。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

株式会社ディメール（以下「ディメール」という。）

株式会社ダイマル（以下「ダイマル」という。）

丸竹八戸水産株式会社（以下「丸竹」という。）

（注）ダイマル、丸竹はディメールに事業承継後、いずれも特別清算が完了しております。

2. 買取決定にかかる債権の買取価格

機構は、会社分割後（実質債権放棄後）の再生支援対象事業者に対する元本95百万円の債権に関し、関係金融機関等から90百万円で買取りを行い、本日までに全額の弁済を受けております。

3. 機構が行った支援の概要

本件において、機構は、関係金融機関等及び再生支援対象事業者の関係者調整、債権の買取り、出資、融資、並びに専門家派遣を行うことで再生支援対象事業者の支援を行いました。

以上